

新潟県告示第662号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和2年6月5日

新潟県知事 花 角 英 世

地域区域	埋立地の区分
胎内市松波1013番9の一部、1013番25の一部、1013番42の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第1号